

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年7月16日
【会社名】	スズキ株式会社
【英訳名】	SUZUKI MOTOR CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木俊宏
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市中央区高塚町300番地
【電話番号】	053 - 440 - 2032
【事務連絡者氏名】	常務役員 財務本部長 河村了
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋二丁目2番8号 当社東京支店
【電話番号】	03 - 5425 - 2158
【事務連絡者氏名】	取締役常務役員 渉外広報本部長 兼 東京支店長 岡島有孝
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2022年8月26日
【発行登録書の効力発生日】	2022年9月4日
【発行登録書の有効期限】	2024年9月3日
【発行登録番号】	4 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 200,000百万円
【発行可能額】	200,000百万円 (200,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2024年7月16日(提出日)であります。
【提出理由】	関東財務局長に提出した訂正発行登録書(2022年10月25日提出の臨時報告書に係る訂正発行登録書、2023年6月27日提出の臨時報告書に係る訂正発行登録書、2024年7月2日提出の臨時報告書に係る訂正発行登録書、及び2024年7月12日提出の臨時報告書に係る訂正発行登録書)に記載の「提出理由」にそれぞれ誤りがあり、これらを訂正するため、本訂正発行登録書を提出するものであります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

関東財務局長に提出した訂正発行登録書（2022年10月25日提出の臨時報告書に係る訂正発行登録書、2023年6月27日提出の臨時報告書に係る訂正発行登録書、2024年7月2日提出の臨時報告書に係る訂正発行登録書、及び2024年7月12日提出の臨時報告書に係る訂正発行登録書）の訂正内容は、それぞれ以下のとおりであります。訂正箇所には下線を付して表示しております。

- ・ 2022年10月25日提出の臨時報告書に係る訂正発行登録書

【表紙】

（訂正前）

【提出理由】 臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定による）を2022年10月25日に関東財務局長に提出しました。この臨時報告書の提出により、当該書類を2022年8月26日に提出した発行登録書の参照書類といたします。

（訂正後）

【提出理由】 臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定による）を2022年10月25日に関東財務局長に提出しました。この臨時報告書の提出により、当該書類を2022年8月26日に提出した発行登録書の参照書類といたします。

- ・ 2023年6月27日提出の臨時報告書に係る訂正発行登録書

【表紙】

（訂正前）

【提出理由】 臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定による）を2023年6月27日に関東財務局長に提出しました。この臨時報告書の提出により、当該書類を2022年8月26日に提出した発行登録書の参照書類といたします。

（訂正後）

【提出理由】 臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定による）を2023年6月27日に関東財務局長に提出しました。この臨時報告書の提出により、当該書類を2022年8月26日に提出した発行登録書の参照書類といたします。

- ・ 2024年7月2日提出の臨時報告書に係る訂正発行登録書

【表紙】

（訂正前）

【提出理由】 臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定による）を2024年7月2日に関東財務局長に提出しました。この臨時報告書の提出により、当該書類を2022年8月26日に提出した発行登録書の参照書類といたします。

(訂正後)

【提出理由】 臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定による）を2024年7月2日に関東財務局長に提出しました。
この臨時報告書の提出により、当該書類を2022年8月26日に提出した発行登録書の参照書類といたします。

・2024年7月12日提出の臨時報告書に係る訂正発行登録書

【表紙】

(訂正前)

【提出理由】 臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定による）を2024年7月12日に関東財務局長に提出しました。
この臨時報告書の提出により、当該書類を2022年8月26日に提出した発行登録書の参照書類といたします。

(訂正後)

【提出理由】 臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定による）を2024年7月12日に関東財務局長に提出しました。
この臨時報告書の提出により、当該書類を2022年8月26日に提出した発行登録書の参照書類といたします。